

[ 2023年6月1日 ]

## マイナンバーの取得方法の変更について

---

平素は、当健康保険組合の事業運営に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、健康保険法施行規則等の一部が改正されたことに伴い、**令和5年6月1日より、「資格取得届」および「被扶養者(異動)届」へのマイナンバーの記載が義務化**されましたのでお知らせいたします。

また、改正に伴い事務取扱が変更され、当該届出にマイナンバーほか必要な事項が記載されている場合、又は5情報（漢字氏名、カナ氏名、生年月日、性別、住民票上の住所）が記載されている場合に限って届出を受け付けることとなります。

なお、後日、マイナンバー等の登録内容に疑義が生じた場合は、マイナンバーを確認できる書類として「マイナンバーカードの写し」や「マイナンバーが記載された住民票の写し」などのご提出をお願いする場合がありますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

### 【リーフレット】

→ [（事業主向け）保険証廃止・マイナンバーの記載について等](#)

→ [（被保険者向け）マイナンバーカードについて等](#)